

## 令和元年度 第1回城東区区政会議（本会）

日時：令和元年7月30日

開会 19時00分

○安川議長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和元年度城東区第1回区政会議を開催させていただきます。皆様には、お忙しい中のご出席ご苦勞様です。本日もよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、事務連絡があるようですので、事務局よりお願いいたします。

○縣総務課長 こんばんは。総務課長の縣でございます。

開会にあたりまして事務連絡をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。

さて、今回の区政会議では5月の部会で平成30年度城東区運営方針の自己評価に対していただいたご意見を報告いただき、みなさんのご意見もお伺いしたいと存じます。

それでは、本日の手話通訳の方を紹介します。手話通訳を担当するのは、「城東区手話サークルひだまり」の皆さんです。

委員の皆さまにおかれましては、発言にあたりましては、マイクは区の職員がお持ちしますので、マイクを通して、少しゆっくりめに話していただければ幸いです。

次に、区政会議は公開の会議でございます。これまでと同様、録音、写真撮影等行いますので、ご了承ください。また、映像についても、後日録画配信する予定としております。

続きまして、委員のみなさまのご紹介ですが、前回から変更ございませんので割愛させていただきます。お配りしている配席図を参照ください。

議長は安川委員、副議長は又川委員、萩原委員でございます。本日の進行、よろしくお願いいたします。

なお、規約上、議長、副議長も、自らの意見を述べることができるとなっておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

次に、本日の区政会議にご出席いただいております、府議会議員をご紹介します。紀田議員でございます。

○紀田議員 紀田です。今日はよろしく願いいたします。

○縣総務課長 ありがとうございます。次に区役所でございますが、区長の松本からご挨拶申し上げます。

○松本区長 区長の松本でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、区政会議の方にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

先ほど縣よりありましたように、先だって開催されました5月の部会の方では、平成30年度の区運営方針にかかる自己評価につきまして、多様にして大変貴重なご意見を頂戴したところでございます。

本日は、その部会の状況をそれぞれの部会長様からご報告いただき、部会テーマごとに皆様であらためて意見交換をいただきたいと考えております。

特に、違う部会に属しておられる委員の皆様から新たな視点で、また異なった視点に基づくご意見をお出しいただければ、より議論の方も深まるのではないかと考えております。

そうした多様なご意見を踏まえまして、今年度の取り組みへの反映でありますとか、来年度の運営方針素案の策定の方に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

また、時間も限られている中でございます。皆様に意見交換をいただく時間をしっかり確保していきたいと考えておりますので、まずは、是非委員の皆様方の間で活発に意見交換をいただきまして、区としての見解につきましては、その都度都度お答えするというのではなく、まずは全てを受けとめさせていただきまして、基本的には後日文章で区の考え方、対応を示させていただきたいと考えております。

ただ、当たり前のことではございますけれども、議論を行っていただくにあたりまして必要となります、現状に関するご質問でありますとか制度の説明、あるいはデータの提供につきましては、随時私どもの方で行わせていただきます。

それでは、委員の皆様方のお知恵をお借りいたしまして、より良いまちづくりを進めてまいりたく存じておりますので、何卒活発なご議論をお願い申しあげ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いを申しあげます。

○縣総務課長 続きます、副区長の足立でございます。

○足立副区長 足立です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○縣総務課長 また、本日は関係する担当の課長、関係職員も出席しておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、市会議員のご紹介させていただきたいと思っております。ホンダ議員でございます。

○ホンダ議員 暑い中お疲れ様です。よろしくお願いをいたします。

○縣総務課長 資料の確認でございますが、本日お配りしております1枚ものの次第がございます。こちらの下段の方に配布資料が載っております。

※印がついている資料1～5については事前に送付させていただいておりますが、念のため確認させていただきます。

資料1 城東区区政会議5月部会での意見・質問への区の考え方

資料2 区民アンケート等 調査結果概要

資料3 前回会議後の質問への区の考え方

資料4 区政運営についての委員からの直接評価について

資料5 平成31年度城東区運営方針（改定版）に関する修正一覧表

あと、5月の部会の際に配付させていただきました、平成30年度城東区運営方針自己評価案についてもお持ちいただいておりますでしょうか。無いようでしたらお配り

させていただきますので、お声掛け下さい。

続きまして、本日配らせていただいている資料でございます。

別紙1 レイアウト図

資料6 令和元年5月区政会議部会報告（概要）

資料7 鳴野識字・日本語交流教室の視察について（ご案内）

資料8 ご意見・ご質問シート

以上、お揃いでしょうか。

次に、事前の案内文の方でもお知らせをしておりましたが、これまでご用意しておりました、会議資料をお持ち帰りいただくためのビニール袋ですが、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を受けまして、今回から使用しないということにいたしました。もし、何か袋が必要ということでしたら、別に紙の袋も用意しておりますので、後ほど職員にお声がけください。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の進行ですが、先ほど区長の挨拶にもございましたように、限られた時間の中で議論の活性化を図る目的で、事前の資料の中でもご案内させていただいておりますが、部会ごとに進めさせていただきたいと思っております。

具体的には、部会ごとに部会長からご報告をいただいた後、皆さんで意見交換いただきたいと思います。

各部会においては、所属委員の皆さんはそれぞれご意見交換いただいたと思っておりますので、本日はより議論を深めていただくという趣旨から、特に他の部会に所属する委員の皆さんに積極的にご意見をいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間配分につきましては、各部会おおむね20分程度で進めたいと考えております。

もし時間が足りなかった場合には、3部会終了後にその他の意見を頂戴しようと思っておりますので、その際にご発言いただきますか、あるいは、ご意見シートであるとか後日メール等でも結構でございますので、ご意見をいただけたらと思っております。

す。

まだ、皆さんの意見交換の時間を確保することを優先したいと考えております。質問につきましては適宜回答させていただきますが、意見に対する区の考え方につきましては、ご意見シート等の意見も含めまして、基本的に後日文書で回答させていただきたいと思っております。

ここでもう一点、皆様にご報告がございます。もと城東区役所用地の活用についてでございますが、平成31年1月に「もと城東区役所用地活用について（素案②）」を策定、公表以降、1月末には区政会議でもご意見をお伺いしながら、区民の皆さんや専門家等のご意見を踏まえ、城東区のまちづくりの観点から有効な活用方法についてさらに検討を進め、令和元年6月には実施案を策定のうえ、公表する予定としていたところでした。

申し訳ございません。現時点においても、実施案策定に向けて関係所属等と調整を行っているところであり、取りまとめには至っていない状況です。

つきましては、鋭意調整を進め、取りまとめることが出来次第、速やかに実施案の内容を説明させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。申し訳ございません。

それからもう一点、携帯電話等をお持ちの方いらっしゃいましたら、音が鳴らない設定にさせていただくようお願いしたいと思います。

事務連絡につきましては以上でございます。

○安川議長　それでは議事に入ってまいります。事務局、定足数の確認をお願いします。

○縣総務課長　定足数を確認いたします。条例第7条5項には定数50名の2分の1以上の出席が必要となっております。現在、50名中33名の方がご出席でございますので、本会議は有効に成立しております。以上です。

○安川議長　それでは議事に入らせていただきます。

先ほど、区役所から説明がありましたが、各部会での議論状況を部会長よりそれぞれ3分程度で報告いただいたあと、各部会で議論したテーマごとに意見交換したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1部会おおむね20分程度で進め、最後に全体を通じてご意見をお伺いします。その後、その他連絡事項について、事務局から説明をいただき、8時30分をめぐりに会議を進め、延長がありましても、9時には終了してまいりたいと存じますので皆様ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。まず、資料の説明をお願いします。

○大谷企画調整担当課長代理 企画調整担当課長代理の大谷でございます。いつもお世話になっております。私より資料の方の説明をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。まず、資料1をご覧くださいませでしょうか。

資料1につきましては、5月に開催いたしました3つの部会で委員の皆様から頂戴しましたご意見と、頂いたご意見に対する城東区役所としての考え方をまとめたものです。

主だったところは、この後各部会長からご報告いただきますので、ここでは割愛させていただきます。詳細については、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料2「区民アンケート等 調査結果概要」をご覧ください。こちらにつきましては、5月の部会におきまして、運営方針のいくつかの項目において指標として用いている区民アンケートの実施方法や結果について詳しく知りたいというご意見を頂戴いたしましたので、区民アンケートの中で運営方針の指標に関わる項目についてまとめさせていただきました。後ほどの議論の参考にもしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料3「前回会議後の質問への区の考え方」をご覧ください。こちらにつきましても、詳細については後ほどご確認いただければと思いますが、来年度の区政会

議委員の関係についてご意見が寄せられております。

特に4番の項目をご覧いただきたいのですが、スケジュールの関係上ご説明できておりませんでした。主旨としましては、より活発な意見交換が行われるよう、令和元年度の区政会議の委員定数はおおむね今の3分の2にしたいと考えております。現行50名のところ、地域推薦22名、公募12名の計34名に変更を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、資料4「区政運営についての委員からの直接評価について」でございます。こちらにつきましても、昨年度も実施いたしましたが、前年度の運営方針についての直接評価についての依頼でございます。

2枚目をご覧いただきますと、各経営課題毎に「めざすべき将来像」の実現に有効であったかについて、点数で評価いただくとともに、その評価した理由をお書きいただく形となっております。記入にあたりましては、5月で報告させていただいた30年度の実績や意見交換、また本日の部会報告等も参考にさせていただきながら、次回9月に予定しております部会当日までにご提出いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、資料5「平成31年度城東区運営方針（改定版）」でございます。一部の取組について、30年度の実績が31年度の目標を上回っておりましたので、30年度実績以上の数値を目標とするよう上方修正をしておりますのでご報告させていただきます。詳細については、後ほどご覧ください。

続きまして、資料6「令和元年5月区政会議部会報告（概要）」につきましては、先ほど見ていただきました資料1の抜粋版でございますので、この資料に基づき、後ほど部会長からご報告いただきます。

最後に、資料7「鳴野識字・日本語交流教室の視察について（ご案内）」についてですが、こちらにつきましては、こども・教育部会の補足説明の中で説明させていただきます。私からの説明は以上でございます。

○安川議長 ありがとうございます。続きまして、各部会長から5月に行われました部会の報告をさせていただきたいと思います。

詳細については、先ほど説明がありました資料1にまとめられておりますが、主な内容については、本日配付の資料6「令和元年5月区政会議部会（概要）」にまとめられておりますのでご覧ください。

では最初に、まちづくり部会について、部会長の私の方から報告させていただきます。資料6「令和元年5月区政会議部会（概要）」の1枚目をご覧ください。

まず、「経営課題1 人と人がつながり、城東区を誇りに思えるコミュニティ豊かなまちに」について意見交換を行いました。

主な意見として、参加者数の目標設定についてや、全16地域の参加率を出して、ばらつきがあれば対策を講じる方が良いのではないかという意見や、地域の催しを実施するにあたっては、中間支援組織の存在がとても重要であるとの意見がありました。

区からは、参加者数の目標設定については会場の定員等を考慮したうえで目標設定しているということや、地域ごとの参加率の把握についてはアンケート用紙のスペースや参加者への負担増等により、現時点では対応が困難と考えているということでした。

また、地域活動においては、中間支援組織であるまちづくりセンターの知識、経験、ボランティア市民活動センターとの調整などを連携させることで、活動をより充実させていくことが重要とのことでした。

続いて、「経営課題2 地域で支えあう安全で安心なまちに」について意見交換を行いました。主な意見として、防災訓練における障がいのある方の参加率の向上や、防犯の取組については、犯罪発生件数を評価指標にするべきではないかという意見がございました。

区からは、地域の訓練において可能な範囲で要援護者支援という視点も取り入れていただければということと、区役所としても職員の訓練に取り入れることができる



か等を検討するとともに、要援護者の方自身にお願いしたい心掛けや準備などの周知広報を検討していくとのことでした。

また、防犯の指標については、街頭犯罪発生件数の増減と啓発活動の因果関係を読み取ることが不可能なため、今は区民意識の増加を指標としていますが、客観的で分かりやすい指標がないか今後も検討していくとのことでした。

3点目として「経営課題5 区民の皆さんに信頼される区役所づくり」について意見交換を行いました。

主な意見として、窓口サービスの評価について、来庁者の評価と格付けの評価で差があることについて原因究明が必要であり、区役所の事務室を見ても、整理整頓が出来ていないのが目につくことから、5Sの考え方の徹底が必要であるとの意見がありました。

区からは、窓口の評価は接遇のことだけではなく、庁舎の状況も評価項目となっており、5Sもまだ十分でないという認識であることから、5Sの徹底や接遇の底上げも図りながら、区民のみなさんに気持ち良くきていただける区役所にしたいとの考えが示されています。

そのほかの意見等の詳細については資料1をご参照ください。報告は以上です。

それでは、ただいまのまちづくり部会に関しまして、皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。何かご意見はございませんでしょうか。松尾さん。

○松尾委員 成育の松尾です。公募の松尾です。直接あれじゃないんですけど、コミュニティー、人と人との繋がりに関係するかなと思って、以前の区民ホールの後の利用について、ここの区政会議でも一度意見が出たと思うんですけども、今は使われていないんですが、ここの会場で何か催しをしようと思っても、ほとんど詰まって取れないので、やっぱり前の区民ホールを使いたいという声が結構地域であるんです。だからそれをまた一度検討していただけたらと思ひまして、意見として出させてもらいました。よろしくお願ひいたします。

○安川議長 はい、ありがとうございます。ただいまの松尾さんのご意見に対して、何かございませんか。

無いようでしたら、他のご意見としてもまちづくり部会の件に関しましてありましたら。どなたかございませんでしょうか。じゃあ奥委員、お願いします。

○奥委員 公募委員の奥いいます。前に意見を言うたことがあるんですが、この区民ホールを使用するにあたって、優先順位が、何か認可団体は9ヶ月で、その他の団体は6ヶ月前に、どういう基準で優先団体になっているのかいうのをもうちょっと明確にしてもらえたら、もうちょっと使いやすくなると思いますし、やはり公平にということであれば抽選ということで、その優先団体という枠を認めてもらえたらいいと思います。僕らもちょこちょこ使ってますけれども。以上です。

○安川議長 はい、他にご意見ございませんか。他の部会の方も、まちづくりに対して今初めてお聞きになったかもわかりませんので、これはどういうことかなということでご質問がありましたら。福井さん、お願いします。

○福井委員 董地域の福井です。ここの経営課題2のところなんですけれども、街頭犯罪発生件数の増減と啓発ってということなんですけれども、これって防犯カメラがどうなっているのかなっていうふうにちょっと思います。

実は私、ちょっと私のミスなんですけれども、自転車に置いていたものを盗難に遭いまして、そういうので防犯カメラがどうなっているのかなってちょっと思いましたので、お聞きしたいと思います。

○安川議長 防犯カメラの件ということですが、皆さん他の方で防犯カメラの件についてご意見ございませんでしょうか。

これに関しては、区役所からの返答でよろしいでしょうか。

○横谷市民協働課長 市民協働課長の横谷でございます。

先ほどの防犯カメラの状況でございますけれども、今ちょっと正確な数字は手元に持ってないんですけれども、およそ110台前後区役所が設置しまして、区役所が管

理しておりますカメラはございます。

ただ、区役所が自由に見れるというよりは、街頭犯罪が起こった時に警察が見るためのものとして設置しておりますものがございます。

6年前から徐々につけておりますので、最近、故障してるというような声もありますので、今年度は故障の状況とかを調べていきまして、何年か掛けることになるかもしれませんが、全て有効に運用できるように考えていこうとしておるところでございます。

○安川議長 はい、ありがとうございます。委員として発言よろしいでしょうか。

防犯カメラを役所の方でつけていただくのはありがたいんですが、電気代の方は何とかありませんでしょうか。私も連合会長をやっております、連合でお金を払っております。増えれば増えるほど出費が多くなるということなんで、その辺も役所の方でご検討をお願いしたいと思います。

他何かご意見ございませんか。はい、どうぞ藤澤さん。

○藤澤委員 防犯カメラのことじゃないんですけど、防犯に関することで、鳴野の方で飛び出し注意というプレートをわりかしたくさんつけていると、運転手からしたら、やはりそういうやつが注目されると安全に運行せなあかんから。地域住民にとってもそうなんですわね。そういうのが鳴野の予算でやっていくと思うんですけど、なかなか全区とか全市でするのはないんやと。他の地域であるんですけど、そういうのがわりかし少ないというので、そういう点でも、児童とか特にお年寄りが飛び出しがありますので、その点の注意も必要じゃないかと思います。

○安川議長 はい、ありがとうございます。他に皆さんご意見ございませんか。

はい、石塚さん、お願いします。

○石塚委員 防犯カメラとか道路。すみません、関目の石塚です。防犯カメラとか道路の反射鏡とか、そういうものをつけようとしたことが地域の方であるんですが、やはり防犯カメラがどっち向いている、反射鏡がどっち向いているっていうので、やは

り地域の方で嫌がられる方も。自分のお家が入ってしまうとか、プライバシーの問題とか、防犯カメラについては色んなところで問題になっているかと思うんですが、そういうことで事故が多いところに反射鏡をつけようとしただけでも、やはり嫌がられてつけられなかったということもありましたので、やはりそれぞれの地域の方の防犯意識であったり、そういったところの底上げも同時に必要ではないかなと思いました。

○安川議長 ありがとうございます。他に何かご意見等ございませんか。

江ノ口さん、何かございませんか。

○江ノ口委員 中浜の江ノ口です。防犯カメラの件は我々も区に色々申請しまして、随分つけていただいているんですけど、先ほど言ってました飛び出し注意とかの交通標識とか、横断歩道が非常に薄くなって、それで自動車が止まらなくて赤信号でも突っ込むというのが今里筋の中浜地域の方で結構ありまして、そういうところの振り分けを明確に教えといてほしいと。それで私どもは、横断歩道の場合や、それから一方通行は入ったらだめですよとかいうのは警察のどこどこことということで、そういうところへ連絡をしまして、ここは薄いですよとか、それから標識が見えないので直してくださいとか。それで、飛び出し注意とかいうのもやはりそういうところの取り扱いで、どこに申請してというようなことの道筋があるん違うかなと。

それから、地域だけでそういうふうな反射板とか、そういうのを区別して、どこまでが地域でしなければいけないか。それからそれを警察とか区役所でお願いしてできるものなのかいうことをちょっと明確にさせていただいて、そういうところ、できたら私らも地域の中で直したいところも色々ございますので、教えていただけたら幸いです。

○安川議長 はい、ありがとうございます。他にご意見がございませんでしょうか。

はい、どうぞ奥さん。

○奥委員 何回もすみません。防犯ですけども、町の路地を通っていると、中には明るい路地もあれば暗い路地もあるんですね。明るい路地は、結構皆さんがお宅の門灯つ

けたり、そういった協力をしているところが多いんですけれども、やっぱり古い民間になってくると、そういった個人の協力照明が無いし、街灯をつければやっぱりさっき言った、町会さんの電気代の負担とか、街灯つけたらそばの家が明るすぎて寝られへんとか色んな課題があるんですけども、そういったところ辺はね、やっぱり各町会さんで、少しは明るくなるような協力をしてもらえれば、安全な町になると思うんです。以上です。

○安川議長 はい、ありがとうございます。それでは、こちらから指名させていただいて、ご意見があればお願いしたいと思います。松村さん、何かございますか。

○松村委員 まちづくり部会で言いましたから。

○安川議長 他ございませんでしょうか。それでは、まちづくり部会についての意見交換はひとまずこれで終了させていただこうと思いますが、また後ほど区役所の方から総括的なご意見をいただきたいと思います。

それでは続きまして、地域福祉部会の又川部会長様よりご報告をお願いいたします。

○又川副議長 地域福祉部会についてご報告を申し上げます。令和元年5月区政会議部会（概要）の2枚目をご覧ください。

地域福祉部会は経営課題4について意見交換を行い、まず、「戦略4-1 高齢者、障がい者、子どもを地域が互いに見守り、支えあうまちへ」について意見交換を行いました。

主な意見として、要援護者支援の名簿整備について、対象者を把握するというのが非常に大きな問題であり、名簿があっても動いてくれる人たちが知らなかったら意味が無いという意見や、医療機関にも災害時に要援護者に連絡を入れてもらうよう依頼して、重層的に支援していく体制ができれば良いのではないかという意見がありました。

また、そもそもその名簿には本当に支援が必要な人が載っていないという意見や、

高齢者同士の家庭や障がいのある方などは、若い人や訓練を受けた人でないと助けられないという意見もありました。

区からは、要援護者の把握は普段からの細かい情報収集が必要であることや、医療機関をはじめ、地域の社会資源からの情報収集も行いながら、災害時に支援が必要な方の把握を進めていくとの考えが示されました。

また、災害時の支援について、支援が必要な方がどのような状態になるのかを想定し、適切な支援ができる体制づくりについても検討していきたいとのことでした。

続いて「戦略4-2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちへ」について意見交換を行いました。

主な意見として、地域包括システムの体制づくりとして、医師とケアマネの連携を目標にしているが、医師だけではなく色んな方との連携がまだまだ不十分であるという意見がありました。

また、在宅介護は体力的、精神的、金銭的にも大変で、ある程度進むとすぐに施設に入ってしまう。家族にとって看取りの何が問題なのかということをしかりと把握してサポートできるよう、行政や対応者も勉強していかないといけないという意見など、自宅での看取りについては難しい面もあるというご意見がありました。

区からは、看取りについての問題点について、専門的な観点から家族を支援する仕組みづくりが必要であると考えているということと、看取りについてはその個人のみならず、当該家庭にとっても様々な問題が出ることも想定されるため、職種を超えた連携、取り組みがスムーズに行えるよう、多職種研修会等により情報の共有や検討を図っていきたいとの考えが示されました。

その他の意見等の詳細については資料1をご参照ください。報告は以上です。

○安川議長 ただいま又川部会長さんからご報告がありました、地域福祉部会の件で皆さんのご意見をちょうだいしたいと思いますますが、いかがでしょうか。

ご意見ございませんでしょうか。福祉のプロの松村さん、どうですか。

○松村委員　ちょっと待ってください。

○安川議長　諏訪の奥田さん、何かご意見ございませんでしょうか。

○奥田委員　地域福祉の部会としてね、色々と検討されたと思いますけれども、ちょっと私参加してないのでこの文面だけでちょっと判断をようしないんですけども、私も民生委員をやっておりますので、内容的にはこういった問題をたくさん抱えております。

実際に民生委員としてですね、要援護者の名簿なんかも社協の方から頂戴してるんですけども、なかなか上手く、どういうんですか、登録していただいて、こちらの方に名簿があがってくるようなシステムというか、それがまだ完全に機能してないなと思っております。

非常にちょっと守秘義務的な問題もありますので、いかにこの高齢者、障がい者の方を地域の見守り中に、どのように支援していったらいいのかなというのが私も経験してるところでございます。そういったことです。

○安川議長　ありがとうございます。ただいまの奥田委員さんのご意見につきまして何かございませんでしょうか。福田委員。

○福井委員　福田といいます。奥田さんのお話にも関連すると思うんですけど、私も民生委員をしてまして、認知症の家族を見守っている人たちのケア会議みたいなのがあってそこに行ったんですけど、たまたま隣に座ってる方のお母さんが、ご主人が入院したことによって何かしないといけないっていう思いがあると即家を出て、色々こう歩き出す。けども、目標と目的が非常に不安な状態なので、どこに行ったか分からないっていうことがあって、見守り名簿の、要援護者の名簿に入れてほしいと言われました。

区役所に言いましたら、その名簿はもう締め切ってるからその対象にはならないというふうな意見がきまして、たまたま私の担当する地域ではなかったんですけど、現実を知ってびっくりしたので。やっぱり私自身も自分が担当する地域の中に要援護

が必要だなど思っている、名簿の中には載ってないけど気になる方は分かるので、自分が担当する地域のことではないんですけど、やっぱり名簿に載らないからといって、いつでも掲載ができたり、その人に対応できるような体制が、やっぱり意味も無く出かけた時に、何かあったら家族の方が大変な目に遭うっていうこともあるので、やっぱり現状に合わせた要援護が必要じゃないかなっていうふうに常日頃思った出来事があったので、なんか手立てが取れたら、やっぱり一人一人が城東区に住んでよかったなど、年を取ってもみんなが見守ってくれてるっていうようなことで、住みやすい街になるなっていうふうに思っています。

○安川議長 ありがとうございます。他に皆さんご意見はございませんか。

はい、では江ノ口委員さん、お願いします。

○江ノ口委員 今の見守りの件なんですけど、民生委員の方がそういう地域の中で見守りの、ここに要援護者の方がおられますということで情報を持たれて、それで見守っていただいているということなんですけど、それについて連合町会とか各町会の中で、我々のところでは防災の観点から安否確認ということをやってまして、それでそういう災害が起こった時に安否を確認するという中に、各家庭の構成に、家族ですね、家族の名前を書いていたカードをみんな出していただいて、これは強制ではないんですけど自主的に出していただいて、そこで援護を希望の方ということでマルをつけていただくと。

これは各町会長が把握できるかっこうでやってまして、それで災害の時にその名簿ごとに活動して、要援護にマルをつけられた方は町会の方、班長の方、周りの方が確認に行くというようなことになると。その名簿をどう、要援護と書かれた方と、それから民生委員さんの手元にある、区から回っていきます要援護者名簿のところが一致してない部分が大分とありまして、それは地域でいくと中々民生委員さんの組織だけでそれを把握するのは非常に大変なことで、それをやはり地域全体です、ある程度町会長も情報を共有しながら、そういう安否情報の中でも、区役所から出されて



いる要援護の方が、その安否情報にも書いていただけるような運動を今ちょっと、ですからやはり要援護ということで、民生委員さんだけに任せるんじゃないくて、全体で、地域で隣近所支えていくためにその辺の仕組みの、個人情報ではあるんですけども、それを把握できるようなシステムですね、そういうところをちょっと考えていただけないかなと。ここに書かれています、地域で支え合うまちづくりということで、この辺がポイントになってくるかと思えます。

○安川議長 ありがとうございます。他にご意見ございませんか。では石塚さん、お願いします。

○石塚委員 関目の石塚です。私のところの町会にも民生委員さんがいらっしゃって、要介護といますか、高齢者だったり、障がい者の方の。

○山崎委員 すみません。もう少し声を大きく。

○石塚委員 すみません。地声はもっと大きいんですけど。障がい者の方とか、そういう名簿を持たれているということで、町会の方も連携して一緒に活動、活動というか見守りというか、何か起きた時には助けに行くとか、そういったことができればいいなということでお話をさせていただいたことがあるんですが、民生委員さんの方からは個人情報なので一切出せませんというお話で、情報は何もいただけなかったんですね。町会の方としても個人の方にこういう状況ですということを書いていただいたり、情報を得ようとするんですが、やっぱり中々例えば障がい何級であると細かいことを言いたがらない方もたくさんいらっしゃって、こちらとしてもやっぱりすごくデリケートな部分でもあるので無理強いもできないしというところで、やっぱりこの情報っていうものを集めるっていうことがすごく難しく、集まったとしてもそれをどこまで共有していいものかっていうか、例えば町会長だけで留めるのか、町会内の役員までいいのかとか、その辺の指針も何もないので教える側も不安になりますし、教えていただく方もある意味不安があったりとか、そういうところのマニュアルといえますか、こういうふうに取り扱ってください、どこまでどういうふうにも共有しても

いいですよというようなこととか、どこから情報がきてますってというようなことを区役所なりが作っていただけると、これに沿って活動しております、これに基づき管理してますっていうことを相手の方にもお伝えすることができるので、両方が扱いに関して安心できるようになるのではないかなと思いました。

○安川議長 ありがとうございます。他にご意見、では松尾さん、お願いします。

○松尾委員 松尾です。各町会の民生委員の方とか本当に防犯の方とか、今のお話を聞いてて、本当に色々な努力をされていると思うんですけども、それをやっぱり後押ししていただける、みんな自助、共助って方針にもずっと出てますが、それは本当にそれぞれの地域で努力されていると思うんですけど、それを後押しする公的な機関として、民生委員の方への連絡とか高齢福祉に携わる、子どもの虐待でも現場に行って確認するとかいうね、児童福祉とかのお仕事があると思うんですけど、そういう区役所の方の職員さんっていうのは何名ぐらいおられるのか。私もすいません勉強不足やし、何々部っていうのか、何々課っていうのか、そういうことも申し訳ないです、分からないんですが、ちょっとそういう公的な機関の、後押ししていただける、やっぱり人に対して機械では確認できないし、そういう区役所の制度的なものを教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○安川議長 今松尾委員からありました制度的なものと、我々も正直分からないので、もしよろしければ区役所の方からご説明をお願いできますか。

○貴志保健福祉課長 こんばんは。保健福祉課長の貴志でございます。いくつかまとめてご説明させていただきます。まず、民生委員の関係で、区としてどういうバックアップの体制があるのかということで、区で担当している職員の数でございますが、民生委員さんにつきましては、民生委員・児童委員協議会ということで、独立した組織になってございます。区とは連絡調整ということで、係長1人、係員1人、総括はもちろん私がさせていただいておりますが、区でのバックアップ体制の直接の職員ということでは、係長1人、係員1人ということではさせていただいております。

それから、先ほど要援護者の名簿の登録のことで、既に締め切ったということでご案内があったというご意見でございます。

確かに要援護者名簿につきましては、年2回やったと思いますが、特定の条件で、資料1の4ページ、質問番号でいうと17番でございますが、要援護者の名簿に載る抽出条件ということで、次のとおりですということでご回答させていただいている、こういった条件の方を抽出いたしまして、その方に対して要援護者名簿に載せてもいいですかということでご案内を送らせていただくという形になっております。

従いまして、調査の期間以外は直接的に名簿に載るということは中々、要は本人の同意を得てから名簿に載せるというプロセスを取っておりますので、周りの方が心配だから載せるとかっていうことではなくて、先ほど来ありました個人の大事な情報というか、中には外に出したくないという情報も載っております。障がいの程度とかそういう情報もございますので、あくまでもご本人の同意が得られた方を名簿に載せるという仕組みになってございますので、その関係上、抽出してご本人さんに同意しますかというのを送ってご返事をいただく。それで、名簿に載せていただく期間ということで、それぞれの期間、期間においてさせていただいているという状況でございます。

ただ、先ほど徘徊の件であったかと思いますが、それ以外にも地域なり民生委員の方が、「この人心配やねん」ということであれば、例えば地域包括なりに繋いでいただいて、名簿に乗らなくても見守りをするような体制を整えておりますので、そちらもご活用いただければと思います。

あと、地域の皆様が普段の見守り活動で、できれば民生委員だけでは当然難しいところがあるので地域も一緒に協力したいということでございます。非常に私としてはとてもありがたくて、力強いご助言をいただいたかと思いますが、実は民生委員は準公務員ということで、我々と同じように個人情報保護のより強い制限というか、決まりがございます。我々が個人情報を漏えいしたらだめなのと同じように、民生委員

の方も我々と同じ条件で個人情報を漏らしてはならないということでございます。

要援護者名簿は、そこに該当する個人情報がたくさん詰まっておりますので、どこまでその共有できるかというところは、今後ちょっと検討させていただき、なるべく、その情報を持つということは当然守秘義務がかかってくる。それは地域の役員を辞められたとしても、知り得た情報を金輪際漏らしてはならないという制限がございますので、知ってしまってどないしようとかってということにならないように、それはこちらも共有していただくにあたって、色んな条件とか活用していただく方法について、これからあまり地域のご負担にならないような形でできる方法があるかということを含めて検討させていただければと思いますので、ご了承をよろしく願います。一旦以上でございます。

○安川議長 どうもありがとうございました。それでは、福祉部会についての意見交換はひとまずここで終了させていただきます。

次に、こども・教育部会の萩原部会長さん、ご報告をお願いいたします。

○萩原副議長 こども・教育部会についてご報告申し上げます。「令和元年5月区政会議部会（概要）」の2枚目をご覧ください。

こども・教育部会では、経営課題3について意見交換を行い、まず、「具体的取組3-1-1 子育て支援事業の推進」について意見交換を行いました。

主な意見として、目標として挙げていた「城東区でこどもを育てたい」と思う数値が20%落ちたことについて、イベント等に参加されない方の掘り起こしが原因であると考えたほうがいいのかという意見がありました。

また、指標としている区民アンケートについては、返ってきている数字も少ないので、少なくとも半分以上が返ってくるようにしないとイケないという意見がありました。

区からは、アンケートの結果が20%落ちている点については「思う」に続く選択肢が「ある程度思う」ということで、非常に感覚的なニュアンスで表現されているこ

ともあり、具体的な分析はできていないが、「思う」と「ある程度思う」合わせた数値は、前年度と同様に90%を超えていることから、基本的には評価いただいていると考えています。今後、事業参加者からの意見や、アンケート内容にも工夫を加え、次に活かせるアンケートにしていきたいとのことでした。

区民アンケートについては、信頼水準95%として調査の設計をしているところですが、今後も少しでも多くの方にアンケートに回答いただけるよう、実施方法等を工夫していくとのことでした。

続いて、「戦略3-2 子どもたちが自らの可能性を追求できるまちづくり」について意見交換を行いました。

主な意見として、体育用備品について、選択の余地を現場に預けるような取り組みをしてほしいということや、不登校生徒の居場所づくり等について、学習面だけでなく心理的にも支援するということが賛成であるが、場所は地域に近いところが、ずっと入りやすい。民間やNPO含めて使われてはどうかと思うという意見が出されました。

区からは、体育用備品については、去年は相撲にスポットをあてたところですが、今後の展開については、校長会等を通して現場の意見を十分に踏まえたうえで進めてまいりたいとのことでした。

不登校児童生徒の居場所づくりや、心理的支援、学習面の支援については、事業開始時から複数のNPO等と支援内容を構築しながら進め、この間、民間の事業者のノウハウも活用し、現在では当該児童生徒の状況に応じて、区とNPO・民間事業者が情報共有し適切な支援を行えるよう調整しているとのことでした。

そのほかの意見等の詳細については資料1をご参照ください。報告は以上です。

○安川議長 ありがとうございます。関連して区役所から報告があるようですので、お願いします。

○大谷企画調整担当課長代理 それでは私の方から、資料7にもとづきまして、こど

も・教育部会でご出されましたご意見とそれにもとづきまして説明をさせていただいております、鳴野識字・日本語交流教室の見学会について簡単に説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、部会の中で、鳴野小学校で行われている鳴野識字・日本語交流教室を区政会議委員で見学できないかというご意見をいただき、それにもとづきまして、教育委員会事務局や教室の運営の方とも相談させていただきました結果、本日配付しました資料7のとおり、見学会をセッティングさせていただいております。

この資料7の裏面の下側をご覧くださいたいんですが、こちらに教室の概要についての説明を記載させていただいております。

この教室につきましては、生涯学習ルームの中で行われているものではありませんが、参加者への学びの場の提供だけでなく、近年増えています外国人の方と地域の方々との交流や社会参加の促進も大きな目的の一つとする事業となっております。

表面に戻っていただきまして、日時でございますが、9月17日火曜日の19時20分から、教育委員会の担当者から教室概要を説明いただいた後、実際に教室の様子を予定しております。また、ボランティアスタッフとの意見交換も予定しておりますので、希望される方は是非ご参加いただければと思っております。

参加希望の方は、8月30日までにファックス等で構いませんので、事務局まで申込書の提出をお願いいたします。その際、実際に見学された際に聞きたいこと等ありましたら一緒に書いていただきましたら、当日の回答させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

この見学会につきましては、こども・教育部会でご提案いただいた内容ではありませんが、まちづくり部会や地域福祉部会とも関連する事業かと思っておりますので、他の部会の皆様もご参加いただければありがたいと思っております。

私からの報告は以上です。

○安川議長 それでは、こども・教育部会で議論されましたテーマについて、ご意見

がございましたら挙手のうえお願いします。

どなたかございませんでしょうか。女性の観点で木村委員、いかがでしょう。

○木村委員 すみません。聖賢の地域からの参加でございます、木村でございます。

自分はもう子育てが終わってしまったんで、子どもたちを見守る立場に中々遭遇できないんですね。ちょうど変な地域に住んでますんで。聖賢なんだけど成育とか鯉江の方が近いという、もう中途半端な場所に住んでますんで、家の前を聖賢の子が通ることはないですよ。

だからね、せっかく聖賢の委員をしてても、全然子どもたちの顔も覚えてないのね。ただ、少し長く委員をしてたので、「あっ、盆踊りのおばちゃんや」と、子どもらは顔知ってくれているんだけど、私が見守ってあげれるほどのことが何もできないんで、意見をとと言われても全然思いつかないんですけど、子どもが伸び伸びと、いじめとかにあわんとどんどんいい子に育ててほしいし、自分とこの子だけいい子じゃなくて、周りの子がいい子やったら自分のところも幸せやというので、私は子どものためになることやったら自分ところの子が関係してないことでも頑張ろうといつも思ってます。なんせ、ゴッサムシティみたいになったらあかんのでね。自分とこの子しか見いひんような人は嫌です。

どうかどうか、みんなが幸せになるように、それでいじめられているとか、お家で泣いてたり放ったらかされてるとか、そういうのは電話ですぐに言いなさいって言わはるんやけど、もしか間違うたらっていう、そういうのもあってなかなか電話をかけにくいっていう状況は私自身が経験したので分かります。

夜に何遍も何遍もその家のそばにほんまに泣いてんのか聞きに行って、1ヶ月ぐらい電話するまでに掛かりました。すごい近所の方は、その家はいじめてるって言いはるんやけど、行っても声聞こえへんねんね。ほんまかなあ、ほんまにいじめられてんねやったら通報せなあかんし。でも通報はしてくれへんくて、うちとこに言いに来るだけで、その人が「あそこのご主人怖いから、通報したんばれたら絶対怖いから

嫌や。絶対通報せえへんねん。」っていうんですよね。

そういう通報を1件するだけに関してもこんな1ヶ月掛かったんです。幼稚園の先生に、これは絶対内緒にしてくださいねって言って、事情を言うたんです。ほんまはいじめてはらへんと思うんやけど、お風呂でシャワーを平気にさせて、プールでシャワー嫌ってならんように、他の子と一緒にちゃんとできるようにというのをお父さんがちょっと先走ってやらはって、ちょっと厳し目にやらはったっていうのが実態やったらしいんですけども、それも追々、追々分かることで、幼稚園の先生が毎朝通園してきて親御さんとバイバイするのをずっと見守ってくださって、大丈夫やなとなったわけで。だから一件解決するもすごい時間掛かるんです。

何が言いたいかわよく分からなくなってきましたけども、とにかく楽しい子育てをしてほしい。だからお母さん方のストレスも減らす、そういうイベントもどんどんやってほしい。お母さん、お父さんが、子どもの頃いじめられてた人が子どもをいじめちゃったりするっていう噂を聞きますので、子どもが助けられたいじゃなく、自分自身のお父さん、お母さんから愛されたいんやから、こいつが悪いねんというてどつく親を排除したって子どもは幸せになられへんから、そのお父さん、お母さんを幸せにしてあげる何かそういうものの勉強会みたいなのに呼んであげたりとか、そんなんしたらいいなと。そういうところはアメリカとかを見習って、そういう会みたいなのとこに絶対行きなさいよみたいな、そういう流れがちゃんとできたらいいなと思います。

○芦村委員 皆でやればいいんですよね、本当に。

○安川議長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。では、池山さん。

○池山委員 董の池山です。不登校児童の件なんですけれども、ここ最近っていうか、小学校でも選択制になって、お隣の地域の学校に行けたりしてるんですけれども、そういう児童が不登校になった場合、ちょっと董でもそういう事例みたいなのがあったんですけど、通っているのはすみれ小学校ですけど、住まいはお隣の地域だった場合、初期の頃というか軽いうちはいいんですけど、問題が複雑になってくるとやっぱ



り民生委員さんとか主任児童委員さんが日常生活から、日頃から見守るということをしなないといけないと思うんですけど、学校はお隣の地域っていう、そういうのもこれから出てくるんじゃないかなと思って。そういう時は、何かねじれてるので区役所なりが調整していただいて、学校とお隣の地域の民生委員さんなり、役員さんとお話するとかいう場を設けていただけるようになるのかなとかをちょっと感じたので。

○安川議長 ありがとうございます。他に何か。はい、芝山さん。

○芝山委員 公募委員の芝山といいます。私ちょっと子どものことは関わってないんですが、学校のことなんですけどね、私鳴野なんですけど、すごいマンションがいっぱいできててね、ほんまに子どもの数も今後増えていくんじゃないかなというふうに思うんですけど、そうした場合で小学校だとか中学校の狭隘の問題だとか、例えば運動会とかそなんするにしても、すごい児童数が増えていったらすごく狭くなってるんじゃないかなっていうことをちょっと、実際私もおばさんだから子どもはいないんですけど、孫はいてますけどね、だからちょっとよく具体的な数字が分からないんですけど、今後の見通しみたいところでね、やっぱりそういう可能性があるんやったら今から手立てをしておく必要があると思うので、その辺どのようなご検討されているのかちょっとお聞きしたいです。

○安川議長 では、役所の方への質問でしたので、役所の方からお答えいただけますか。

○丹葉子育て教育担当課長 お世話になっております。子育て教育担当課長の丹葉でございます。よろしく願いいたします。

今芝山委員の方よりご質問がありました児童・生徒のことですが、非常に推計が難しいございまして、例えば校下にもものすごく大きなマンションが建ちますと、一気に児童・生徒数が増え、その結果、グラウンドに新しい校舎を建てたりと、非常に狭隘な状況になりますし、また新しいマンション等が建たないところは新しい世帯の転入が見込めないため、住民が固定化して世代がどんどん上がっていきますので、小学生

が少なくなって、また違う問題が起きる可能性があります。

これをどうやって見込んでいくかということですが、教育委員会の方が将来人口推計などに基づき、だいたい毎年どれぐらいの児童・生徒数が各校下の方に入ってくるのかというのを見込んでおきまして、それにもとづいて我々も子どもさんにとって適正な教育環境にあるかどうかということを経済委員会と連携しながら見定めております。

ただ、マンションもある日突然できるわけではないので、児童・生徒が増える可能性については、ある程度見通しは立てられるんですけども、そこにどういう世帯が入ってくるかという部分については中々予測できませんので、前もっての対策は非常に難しいと考えています。現状では、学校選択制、校区を越えて選べるという制度もありますので、そういう制度を活用しながら、できるだけ行き届くようにはしていきたいと思っておりますが、中々5年先、10年先、どういう形になっていくのかということの予測は非常に難しいございますので、皆さんの地元でまとまった土地が空いて、またマンションが建つよというような情報がありましたら、区役所の方に届けていただければ、そういう情報を参考にしながら、また我々も子どもたちにとっての適正な教育環境の確保に頑張っていきたいと思っております。

○安川議長 それでは、ここでこども・教育部会につきましたので意見交換はひとまず終了させていただきます。

それでは、全体を通じまして何か他にご意見がございましたら、どなたからでも結構です。では、芦村委員、お願いいたします。

○芦村委員 関目の芦村といいます。ちょっと教えてほしいんですけど、私が町会長させてもらった時に町籍名簿というのがありましたんですけど、今はそれはないんですか。こないだちょっと新しい方がうちのところに引っ越し来られて、会長さんとかいに行ったらそういうものが無いって言われたもんやから、どないなってるんかなと思って。私のじぶんはあったんで。

○安川議長 委員として発言させていただきます。うちの連合なんかでも、町籍名簿を各町会で作られているところもあれば、もう個人情報云々を教えたくないというので書いていただけないから、もう今は無いねんという町会もございました。

これは別に強制されてるものではないので、町会はあくまで任意団体ですから拒まれたらどうしようもないというのが。

○芦村委員 町会費だけ集めるということ。

○安川議長 町会費ももらえない、入らないということで、もううちの連合でも今困ってるんです。特に若いお宅とか。

ただ、マンションとか市営住宅は入居の状態の時に町会で入ってくださいって言われるところもあるんですけども、ほとんどそういうのはないですね。

特に森之宮さんなんか非常に困っておられますもんね。URはもうほとんど入ってくれないとか、最近外国人さんが多いと書いて聞いております。

町籍名簿というのは、ほぼ作っておられないんじゃないですか。すみません、勝手な意見を言いました。

どなたか他ございますでしょうか。では、大嶋さん、お願いします。

○大嶋委員 森之宮の大嶋です。今安川さんの方からも森之宮の話が出たからちょっと。子どもの件なんですけども、うらやましく、嶋野さんの人数が多すぎるっていうのをうらやましく聞いておりました。

森之宮の小学校の皆さんも、皆さんご存知かと思いますが、100人切っている少ない状態なんですけども、何とか子どもが小学校にあがってほしいと色々地域で活動しています。イベントも色々してるんですけど、残念ながら子ども向けのイベントにも、この日は塾があるからと言ってね。昔と全然違うね、我々と40年も違えば。

森之宮コンサートといって、子どもの情操教育についてということで、もう10何年続けてしてるんですが、森之宮の子どもが7、8人しかいないんですね。せめて吹奏楽で、お分かりの城陽のOBたちの吹奏楽になんですけども、高齢者はたくさんいても100人

程度なんですけど、何とか子どもに来さしてほしいと学校に頼みに行っても、今頃そんな強制はできない、授業でもできないと。ほんで、塾がね、塾の方が休んだら1回何ぼって高いしということで、塾の方に行かれるんですね。

我々の子どももそうなんかなと思うんですけど、とにかく子どもの参加が少ないということが非常に残念です。80人か90人しかいないもんだから、だいたい学校の子どもたちとか、地域の子どもは我々も把握しております。

先ほど董さんの方からおっしゃったのかな、鳴野の方と中浜の方から4名ほど森之宮の小学校に来ていただけてますけど、そういう問題が起きた時にほんま困るのかな、地域が違うっていうことはということを感じました。

それともう一つ、高齢者の方のことなんですけれども、高齢者の実態調査というのでかなり大掛かりな、全戸対象に包括支援センターでアンケートを実施してもらいましたけども、回収率、10%集まったらいい方なんですというんです。

果たしてこれが正確なんかと、あと出来上がったのを見ると、こんな必要じゃないような人が、書ける人が書いてるから、ほんまに必要な人の名前が出てきてないと。こんなアンケートはちょっと正確ではないわと思いつつながら、ちょっとまた今年正確なアンケートをプロなんか聞いてやり変えなあかんねっていう話もちらほらと、まだ決まってはいませんけれども予定としては出てます。

実態調査、やっぱり子どもさんのアンケートを見てみると、かなり正確な数字が出てるんかなと思うんですけども、高齢者宅に行って、高齢者にほんまに自分で書ける人が書いてるというような感じで、この人も抜けてる、あの人も抜けてるって、出てない人の方が多いから、出てる人のところにはもうそんなに行かんでええんちがうってというような感じで思ってます。

私も民生委員させていただいてまして、民生の方のそういう資料もいただけてますけれども、残念ながらやっぱりこれ極秘事項なんですから、あまりは言えないんですけども、これもちょっと矛盾してるかな。みんなですればもっと充実したものになる

んだってというのは常に感じております。以上です。

○安川議長 ありがとうございます。それでは時間が迫ってまいりました。もう一つだけもしありましたら、ご意見ございますか。小倉さん。

○小倉委員 公募の小倉です。どのページもね、まちづくりから言っても、地域福祉から言っても、子育てから言っても、区民センターとか区役所の跡地をとっても有効利用してもらって交流ができたり、防災の拠点になったりっていうことで使っていけるっていうふうになったらすごくいいなと思います。

そのためにはっていうか、森之宮の方から区役所に行こうと思ったら、どんなふうにして来なあかんのかなって、バスがあるのかなと思って、それも分からないんですけど、諏訪の方から来る人とかね、中々バスが無かったりっていうのもあるんですけど。電車でも難しいし、今そういうローカルバスっていうか、今里筋、今里の方でもやってはると思うんですけど、あんなふうなローカル線についてもすごくもっと、交通網というのか、来やすい、区役所に来やすい交通網を整備しながら、本当にこの辺りの、この区民センターだとか区役所とかが城東区のセンターとなる、本当のセンターとなってみんなが寄り合えるっていう地域、ここがそういう場所になったらいいなと思います。

また、バスもベビーカーとか子どもが乗っても、障がいの人が乗っても、もううっとしいなっていうんじゃないかってみんなが、さっきも言われてた、みんなが仲良くできるような、バスの運転手さんも優しい人に運転してもらって、そんなふうな城東区のバスはええでっていうような、そんなふうになったらすごくいいなと思います。

よろしくをお願いします。

○安川議長 はい、大嶋さん。

○大嶋委員 すいません、今のバスの件で、これも前から何かの時に言ってきてって言われてたんですけども、昔赤バスがあって、今森之宮からはもう我々みたいに歩ける人には便利がいい場所なんですね地下鉄、ところが私森之宮で、第二団地ってちょ

っとやっぱり緑橋と森之宮の中間ぐらいのところにちっちゃい子どもがたくさん住んでるんですよ、割と。だからその子たちが小学校に上がってくれたら小学校も存続できるなっていうような感じなんですけど、ちっちゃい子どもはいるんだけど、小学校にあがる時には引っ越してしまうっていうような感じなんですけど、その子どもたちのお母さんが城東区の保健所に行くのに、その子はたまたまも双子ちゃんだったんですけど、二人連れて、もうバスも無いし、前は赤バスがあってそこの前から区役所に出ってたんですけど、それが今廃止されて無いし、行く間に熱中症になって倒れたと。

何とかそういうバス、そんな便利の悪いところでは赤バスの復活はできないかっていうのを聞いてきてって言われて、今そちらの方でおっしゃったら気が付いたんですけど、そういう今里の方だとそういうバスがあるんですか、今でも。城東区では全部赤バスは廃止ですか。

その赤バスね、なんか天王寺区の方とかではそういうのがあると、特別行きにくいところにはそういうのがあるっていうようなことをその方はおっしゃられていて、そういうことは考えてもらえないのかなと言われてましたので、一応またお考えください。

○安川議長 それではもう時間が迫ってまいりましたので、これで質疑の方を終わりたいと思います。

もしまだ言い足らなかったご意見がございましたら、ご意見シートでご提出いただくか、もしくはインターネットでも結構です、区からのご意見もいただけるようですので、ご活用いただきたいと思います。

それでは最後に、区長にまとめていただきたいと思います。

○松本区長 皆様方におかれましては、大変色々のご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。

冒頭申しあげましたように、区の考え方でありますとか対応につきましては、後日文書にてお示しをさせていただくというのを基本にしていきたいなというふうに思

っておりますけれども、本日のお話を聞いておりまして、いくつか印象に残ったことがありますので、そのことをもちまして、まとめにかえさせていただきたいと思っております。

まず、防犯カメラ、あるいはカーブミラー、あるいは反射板の設置につきましては、地域の防犯意識の底上げが必要ではないかというご意見を頂戴しました。

おっしゃるとおりでございまして、区としても啓発活動に努めておりますけれども、警察、あるいは防犯協会と連携をいたしまして、そういった防犯意識の底上げを図ってまいりたいと考えておるところでございまして。

また、地域福祉の関係でいいますと、いわゆる要援護者名簿の取り扱い、あるいは民生委員さんと町会長を含め、町会役員の皆様方との連携の問題等々、非常に個人情報の一つの壁といいますか、取り扱いのルールといいますか、そういったものがあって中々難しい部分がございますけれども、先ほど貴志が申しあげましたように、そういった情報の共有、こういった形であればできていくのかということにつきまして、今後検討してまいりたいなというふうに考えております。

それと、子ども教育部会の方に関しまして、木村委員の方からいわゆる鳴き声通報に関係しまして、もし間違っておればという不安があるんで中々言い出しにくいというお話がございました。

少し前になりますけれども、間違ってもいいから、それは行政の方が怒られるんで勇気を持ってご一報いただきたいというふうなことを府知事、市長両方共に申しあげたような例もございますので、もしそういった鳴き声が聞こえて不安、あるいはいわゆる児童虐待に繋がるような状況になってるんじゃないかなという恐れがもしありましたら、是非ともご通報をいただきたいと。それは区役所でも結構ですし、児童相談所、いわゆるこども相談センターですね、そちらの方でも結構ですのでお願いをしたいと思っております。

ご案内の通り、ただいまの市長、松井市長なんですけれども、重大虐待事案の撲

減ということで、子ども区長会の方に方策を検討するようという指示をいただいております。そのことにつきまして、現在区長会の中に、こども・教育部会というのがあります。私もそれに属しておるんですけども、そちらの方で色々と課題出しをしまして、子どもたちの虐待を防いでいく、無くしていくというふうなことにつきましてどういう方策があるのかということについて、現在検討を進めているところでございます。

先ほどありましたように、お母さん方のストレスの解消でありますとか、あるいは養育能力に問題のある保護者へのアウトリーチを含めました働きかけであるとかそういうことにつきまして、現在取りまとめを行っているところでございます。

間もなくその作業につきましても、作業そのものが終わって、徐々に施策化をされていくと思いますので、その点につきましてもご協力をいただかないといけない部分が出てくると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、学校選択制に伴います不登校等の問題行動が発生した場合のことですけれども、具体的な事例をちょっと申し上げられませんが、実際そういうことが起きたという場合につきましては、我々区役所と学校と、あるいはその保護者といえますか、家庭と連携をとりながら、いかにしてその辺を解消していけるかといったことについて検討し、落ち着くべきところに落ち着いたというふうな例もございますので、そういったことについてもしご不安があれば、どんどん区役所の方にお申し出いただきましたら、お力になれるところがあると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

色々のご意見を頂戴しまして、本日の全体会のみならず、部会でもいただきましたご意見を参考にいたしまして、今後、今年度の施策、そして次年度に向けての予算の編成に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○安川議長 ありがとうございます。それでは、本日も出席いただいております議



員の皆様からご助言があればお願いしたいと思えます。

まずはじめに、ホンダ先生いかがですか。

○ホンダ議員 皆様お疲れ様です。遅い時間までありがとうございます。3部会のご意見を聞かせていただきまして、ご助言というものではないんですが、テーマは分かれて、まちづくり、地域福祉、子育てっていうことになってるんですけども、全てがやっぱり地域の繋がりっていうものに準じているというか、則していくもので、重要なものなんだっていうのはすごく実感しております。

見たところですけど、子育てが終わられてる皆さんが子育て世代のことをこれだけ本気で話し合われてるっていうところを、実際子育てされてる方にも伝わってほしいし、またその子育て世代の生の声がこの会議に入ってくるような仕組み作りというのを、今後議会からでも検討していきたいと実感したところです。

ありがとうございました。

○安川議長 ありがとうございます。続きまして、紀田議員、お願いいたします。

○紀田議員 皆様方が大変高い熱量で議論されているのを聞かせていただきまして、とても強い印象を受けました。

助言なんて偉そうなことを言えるような立場じゃないんですけども、昔個人情報保護法のガイドラインを書いていたことがありますので、その観点から一個だけ。

民生委員さんが自治会の方に個人情報を出せるっていうのは、民生委員は多分法務省の職員だと思いますので、行政機関は個人情報保護法によって義務をかけられるんですけども、第三者提供という形になるんです。

自治会の方に個人情報を渡す時は、その個人さんの同意が要るんです。事前の同意が要るんです。これが原則なんですけども、その人の命とか財産を守るためたらオッケーっていう大きな穴が空いてるんです。

例えば、災害発生時の安否確認に必要とかそういう場合は、本人の同意無しでも提供できるんです。

ですので、これから色々城東区でのルールを議論されていかれると思うんですけども、そんな無茶苦茶な法律にはなっていませんので、ちゃんと、まあ災害発生して、要は援護しないと避難できないとかってというのは、もう命に直結してますので、きっと座りの良い解決策を見つかると思うんです。これから議論されていかれると思うんですけども、ご参考にしていただければ大変ありがたいです。

今日はありがとうございました。

○安川議長 ありがとうございました。議員の皆様、ご貴重なご助言ありがとうございます。区役所の皆さんにおかれましては、この区政会議で交わされた意見を踏まえ、区政運営に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様ありがとうございました。それでは最後に事務局よろしく願いいたします。

○縣総務課長 安川議長、又川副議長、萩原副議長、各委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、区運営方針の素案作成に向けて参考にさせていただきたいと思っております。

なお、今後の日程でございますけど、次年度の素案について、論点を絞ってより深くご意見をお聞きしたいと考えております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、9月に3つの部会を開催させていただきたいと思っております。日程につきましては、決まり次第連絡させていただきます。皆様方の任期が9月末までということになっておりますので、そういった時期ではございますけれども、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

また、その際で結構ですが、本日申しあげました、資料の4番、評価の資料があったかと思えます。2枚目の4-2をご記載いただいて、提出をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、皆様方の任期につきましては、9月末までとなっております。公募委員の皆様

様で、10月以降も引き続き公募委員を希望される方につきましては、お手数ですが、あらためて申し込み書を提出いただくということが必要となっております。大変恐縮なんですけれども、公募委員の方の締め切りが明日までとなっておりますので、もし希望される方がいらっしゃいましたらお急ぎいただきたいなと思っております。

最後に、資料8の「ご意見・ご質問シート」。後日でも結構です、ファックス、メールでも結構です。ご意見をいただきましたら、区の考え方、見解なりを出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡については以上でございます。本日は長時間ありがとうございました。

大変申し訳ございません。公募委員の方は定数がございますので、定数を超過している場合につきましては、抽選ということもございます。希望される方については、とりあえず申込書を出していただくということでよろしくお願いいたします。